

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

延岡市洪水・土砂災害ハザードマップによると、延岡市は、五ヶ瀬川、大瀬川、北川、祝子川の4つの1級河川が流れる地形であり、洪水のリスクが高い地域である。

2階床上(5m未満)まで浸水する地域が多く、一部では、3階以上(10m未満)の深い浸水となることが想定されている。

また、延岡市は、急斜面や崖地が広がる地形であり、土砂災害のリスクが高い地域である。延岡市洪水・土砂災害ハザードマップによると、土砂災害警戒区域は、市内全域に約1,000か所あるとされている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションによると、延岡市は南海トラフ地震の震源域に位置しており、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は70%とされている。また、最大震度は7と想定されている。

延岡市津波ハザードマップ(南海トラフ巨大地震津波想定)によると、延岡市は南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で10m以上の津波が到達するおそれがある。浸水想定区域は、市内全域に及び、市の人口の約3割が浸水する可能性がある。

また、津波到達時間は、市の東側で最短17分、西側で最長2時間と予想されている。そのため、迅速な避難が求められる。

(延岡市内水ハザードマップ)

延岡市内水ハザードマップ(浸水実績箇所図)によると延岡市内では多くの浸水が発生しており、市内に多数の河川や用排水路等を有する地形的条件により内水氾濫のリスクが高い地域である。

(高潮：ハザードマップ)

海岸に面した地形的特徴から入江と海浜が多く、水産施設や住居も隣立している。これまでの災害では、特に甚大な高潮被害は記録されていないが、台風時に満潮と重なる等の悪条件次第では、大きな被害をもたらす可能性がある。

「宮崎県：日向灘沿岸高潮浸水想定区域図(想定最大規模)」によると、最大で5.0m～10.0m未満の浸水が想定されている。

(その他)

本市においては、程度の差はあるものの毎年のように、市内を流れる五ヶ瀬川、北川や祝子川が氾濫し、市街地が浸水風水害による被害が発生している。

近年発生した延岡市の風水害の特徴は、平成9年9月の台風19号や平成17年9月の台風14号に代表される河川の急激な増水と流下不足等を要因とした家屋の浸水・溢水の被害があげられる。

また、平成18年9月の台風13号、令和元年9月の台風17号に伴い竜巻も発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況(令和4年12月時点)

- ・商工業者等数 896人
- ・小規模事業者数 4,736人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	卸小売	249	1,251	各地域にまんべんなく立地
	製造	133	378	各地域にまんべんなく立地
	建設	141	1,040	各地域にまんべんなく立地
	サービス	275	1,794	各地域にまんべんなく立地
	その他	98	273	各地域にまんべんなく立地
合計		896	4,736	

以下、延岡商工会議所、延岡市三北商工会を当会と言い換える。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・延岡市地域防災計画の策定、地区防災計画策定支援、防災訓練の実施
- ・災害時応援協定の締結
- ・海拔表示、津波避難場所案内標識の設置
- ・津波避難タワーの整備
- ・津波避難路の整備
- ・指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定
- ・災害時物資の備蓄
- ・防災行政無線の整備
- ・防災情報配信サービスの整備
- ・ウェブ版ハザードマップの公開、紙版ハザードマップの配布

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動損保会社や宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、消毒液等)を備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

- (1) 事業者の災害等リスクに対する関心が低く、BCPに関する情報提供・周知が不十分である。
- (2) 事業継続力強化について助言を行える経営指導員等が不足しており、事業者に具体的なBCP作成支援や損害保険・共済等の提供が充分できていない。
- (3) 協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- (4) 平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- (5) 災害発生時、緊急対応する体制や関係機関と連携する体制が構築されていない。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、宮崎県ならびに延岡市等と連携できるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・延岡市事業継続力強化支援協議会を設立し、令和7年度以降に作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・当会等は、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・当会等と当市は、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催等、連携体制を構築する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認の実施。
- ・延岡市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会等、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害 等 による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、延岡市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、 当会と当市 は 以下の間隔で被害情報等を 共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	状況に応じて協議する

- ・感染症に関しては、当市で取りまとめた「延岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・当会等と当市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会等と当市は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県へ報告する。
- ・当会等と当市は、宮崎県の指定する様式による報告ができない場合は、電話又は F A X 等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当市より宮崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

延岡商工会議所	延岡市三北商工会 本所	延岡市三北商工会 北川支所	延岡市三北商工会 北方支所	連携 連絡調整	延岡市 商業・駅まち 振興課
専務理事 1名 常務理事 1名 法定経営指導員 1名 経営指導員 5名 経営情報支援員 3名 一般職員 5名	事務局長 1名 法定経営指導員 1名 経営情報支援員 1名	法定経営指導員 1名 経営情報支援員 1名	法定経営指導員 1名 経営情報支援員 2名		

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

名称	職種	氏名	連絡先
延岡商工会議所	法定経営指導員	佐々木 太	連絡先は下記(3) 参照
延岡市三北商工会本所	法定経営指導員	森 高志	
延岡市三北商工会北川支所		甲斐祉奈子	
延岡市三北商工会北方支所			

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号	E-mail
延岡商工会議所	882-0053	延岡市幸町 3-101 延岡 駅西口街区ビル 3 階	0982-33-6666	33-6682	nbcci@miyazaki-cci.or.jp
延岡市三北商工会 本 所	889-0301	延岡市北浦町古江 2522-9	0982-45-2278	45-2284	sankita@miya-shoko.or.jp
北川支所	889-0101	延岡市北川町川内名 7261-6	0982-46-2039	46-2059	
北方支所	882-0125	延岡市北方町川水流卯 773	0982-47-2046	47-3410	

②関係市町村

延岡市 商業・駅まち振興課

〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1

TEL： 0982-34-7841 / FAX：0982-22-7080

E mail syougyo@city.nobeoka.miyazaki.jp（商業振興係）

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。